

～ 国際研究 ～

ラオス司法大臣等招へい

国際協力部教官

堤 正 明

第1 背景

- 1 法務総合研究所は、1998年（平成10年）から、ラオスの法・司法分野における現状調査と並行して本邦研修及び短期専門家による現地セミナーの実施に協力し、2003年（平成15年）に独立行政法人国際協力機構（JICA）が技術協力プロジェクト（以下「JICAプロジェクト」という。）を立ち上げた後は、JICAプロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。2012年（平成24年）までは法整備支援プロジェクトが行われ、その後、調査準備期間を経て、2014年（平成26年）7月から、法律人材育成強化プロジェクトが始まり、現在は、同プロジェクト（フェーズ2）が進行中（2018年（平成30年）7月までを予定）である。
- 2 ラオス司法省は、我が国の法務省に対応する機関であり、法令の起草、他省庁作成の法案審査、法律の普及、法曹・司法関係職員の育成などを主要な所掌事務としており、当所のラオスへの支援活動当初から関わっている相手国側機関（カウンターパート機関）である。そして、JICAプロジェクトでは、有為な人材を派遣して活動に参加させるなどプロジェクトに対する深い理解に基づき積極的に協力し、他のカウンターパート機関を牽引している主要な機関である。
- 3 従前から、ラオス司法省からは、主にJICAプロジェクトの本邦研修等を利用して幹部等が来日しており、日本からも、法務大臣、政務官、事務次官、法務総合研究所長等の幹部がラオスを訪れて司法省を表敬訪問し、司法大臣等と会談の機会を持つなど緊密な関係を築いている。

そのような中、在ラオス日本国大使館を通じて、司法省のブンクート・サンソムサク大臣が訪日を希望している旨の情報がもたらされた。ブンクート大臣は、日ラオス外交関係樹立60周年の記念の年を迎え、従前の日本側の支援に深く感謝するとともに、司法省の長として我が国法務省との友好協力関係を深めるほか、JICAプロジェクトのカウンターパート機関の長としてプロジェクト活動の柱の一つになっている法曹養成研修改善への取組に資する情報・知見を得たいとの意向であった。

4 このように、2015年（平成27年）は、日ラオス外交関係樹立60周年という記念の年であり、法・司法分野においても交流を深める絶好の機会であるところ、ラオス政府の要人であるブンクート大臣等を招へいし、法務大臣を始めとする我が国政府関係者等との直接対話を行うことは、今後における一般的な友好関係の深化につながることはもとより、JICAプロジェクト成功の鍵を握る主要カウンターパート機関の長との間で、ラオスに対する中長期的な法制度整備支援活動について直接意見交換・協議を行う機会を得られるといった点において、日本側にとっても極めて有意義であると認められたことから、本招へいを実施したものである。

なお、本招へいは、法務省とJICAとの共催で実施したものである¹。

第2 日程及び概要等

1 日程

2015年（平成27年）8月30日（日）から同年9月5日（土）まで（移動日を含む。）²

2 被招へい者

ブンクート司法大臣ほか5名³

3 プログラムの概要

本招へいは、大きく分けると法務省、裁判所、弁護士会関係、外務省及びJICA関係、並びにシンポジウム関係のプログラムによって構成されていた。以下、そのうち主要なプログラムを簡単に紹介する。

(1) 法務省関係

法務省関係では、上川陽子法務大臣（当時）及び赤根智子法務総合研究所長への表敬訪問、法務史料展示室の見学、JICA及び法務総合研究所との協議会を実施した。

法務大臣表敬時には、上川大臣が、1998年（平成10年）に法務省においてラオスの司法関係者に対して最初の研修を実施して以来、約17年間、両国が研修や専門家の派遣等で協力していることに触れ、社会の発展と並行してルー

¹ なお、本招へいは、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「法曹養成」本邦研修に係るプログラムと一部の内容（司法研修所訪問）を共同で実施したものである。

同本邦研修の詳細については、本号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「法曹養成」本邦研修」を参照いただきたい。

² 別紙1（日程表）参照。

³ 別紙2（被招へい者名簿）のとおり。

なお、ジョムカム・ブパーリワン司法省国立司法研修所長は、脚注1記載の本邦研修から本招へいプログラムに合流した。

ルを作り，守ることが重要であること，今後も引き続き両国間の協力関係を強化していきたい旨述べたのに対し，ブンクート大臣も，両国は，理解し合い信じ合える極めて良好な関係を構築できており，今後も両国間の関係が深まっていくことを希望すること，司法分野のみならず，経済分野等においても日本の支援は極めて大きく，国際社会における日本の活動を支持していきたい旨応じるなど，両国間の友好協力関係を更に強化していくことが確認された。



法務大臣表敬時の一場面

また，法務総合研究所長表敬の際には，ブンクート司法大臣から，これまで蓄積してきた両国の司法省・法務省間の協力関係を継続・発展させ，ラオスにおける良い法曹を養成するために支援をしてもらいたい旨述べられ，赤根所長から，現行プロジェクトの中で現地セミナーの機会を利用するなどして積極的に協力していきたい旨述べられるなど，今後の協力関係の強化が確認された。

さらに，最終日に行われたラオス側と JICA 及び法務総合研究所との協議会においては，今後の協力関係の進め方について率直な意見が交わされるとともに，今後は優先順位を検討して協力を進めていくことで共通認識を得ることができた。

(2) 裁判所関係

裁判所関係では，大谷剛彦最高裁判所判事への表敬訪問，最高裁判所見学，司法研修所訪問や東京地方裁判所民事執行センター訪問⁴を実施した。

大谷判事表敬時には，ラオスの法曹養成に関する意見交換がなされるととも

⁴ 東京地方裁判所民事執行センター訪問に先立ち，当部甲斐雄次教官から，日本の執行制度の概要について説明を行った。

に、最高裁判所の実情や裁判所の仕組みに関する大谷判事からの説明に対し、活発な質疑応答が行われた。

また、司法研修所訪問では、小泉博嗣司法研修所長への表敬訪問、司法研修所の位置付けや目的、カリキュラム概要等についての説明を受けたほか、階段教室での講義等の見学を実施した。司法研修所教官らとの間での意見交換においては、各教官室における情報共有の方法、教授方法の引継ぎなどについて質問が行われた。

さらに、東京地方裁判所民事執行センター訪問では、民事執行の現状についての概要説明を受けたほか、物件明細書等閲覧室や裁判官室等の見学を実施した。

質疑応答においては、動産執行の進め方、ADR 和解の執行力、民事執行における書記官の役割などについての質問が行われた。

(3) 弁護士会関係

弁護士会関係では、村越進日本弁護士連合会会長らへの表敬訪問、東京弁護士会紛争解決センター見学、日本弁護士連合会における ADR への取組に関する概要説明・意見交換を実施した。

日本弁護士連合会会長の表敬訪問時には、日本の弁護士会とラオスの弁護士会の交流を更に深めていくことや今後のラオス弁護士会の改革についての協力関係の構築が確認された。

また、東京弁護士会紛争解決センターの見学では、同センターの概要、取り扱う事件の性質等について説明を受けた。

さらに、日本弁護士連合会における ADR への取組に関する概要説明では、国際的な経済紛争解決制度の概要や具体例、仲裁法の概要、日本の紛争解決機関の構造などについて説明を受けた。意見交換では、経済紛争解決のための法整備や紛争解決機関の国際的信用を高めるための方策などについての質疑応答が行われた。

(4) 外務省及び JICA 関係

外務省関係では、中根一幸外務大臣政務官との懇談が行われ、ブクート大臣から、日本の法制度整備支援が信頼できるとの評価や引き続きの支援についての期待が表明されるとともに、中根政務官から、両国の「戦略的パートナーシップ」の関係に言及しつつ、来年 ASEAN 議長国を務めるラオスと緊密に連携しながら、一連の会議の成功に協力したい旨述べられた。

JICA 関係では、上記(1)記載のラオス側と JICA 及び法務総合研究所との協議

会が実施されたほか、堂道秀明副理事長への表敬訪問が行われ、両国間においてこれまで構築してきた信頼関係を基礎として更なる協力関係を発展させていくことが確認された。

(5) シンポジウム関係

シンポジウム関係では、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、日本ローエイシア友好協会及びJICAとの共催により、「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」と題して、基調講演とパネルディスカッションを行った⁵。

第1部では、ブンクート司法大臣から、「ラオスの法制度に関する最新情報」と題し、ラオスにおける現在の法制度の歩み、今後の法制度発展のための取組などについて基調講演をいただいた。

第2部では、被招へい者であるナロンリット・ノーラシン司法省計画・協力局長代理及びパイヴィー・シーブアリパー司法省経済紛争解決センター長並びに松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、栗津卓郎弁護士及び須田大ラオス長期派遣専門家（検事）をパネリストとして、鈴木五十三弁護士の進行の下、「ラオス法整備における取組～民法典編さんについて」、「アジアにおける経済紛争解決」と題するパネルディスカッションを実施し、ラオスにおける民法典編さんの現状、経済紛争解決手続の概要、アジア圏における紛争解決手段などについて話し合われた。



シンポジウムの様子

⁵ 本シンポジウムの詳細については、公益財団法人国際民商事法センターのウェブサイト（<http://www.icclc.or.jp/>）を参照いただきたい。

第3 おわりに

本招へいは、日ラオス外交関係樹立60周年という両国間にとって重要な意義を有する記念の年に、日本とラオス相互の理解を深め、今後のラオスに対する法制度整備支援活動について、意見交換・協議等を行うために実施したものであり、大変に意義深いものであった。ブクート司法大臣を始めとする被招へい者が、各プログラムを通じて、ラオスが現在抱えている課題等を克服し、ラオスの法制度を発展させるため、日本が有する知識・経験を積極的に学び取ろうとする姿勢を有していること、これまでの日本の法整備支援活動が高い評価を得ているとともに信頼をおかれていることについて、改めて実感することができ、我々としても、今後、ラオスの法制度整備支援に全面的に協力をしていく決意を更に強くしたところである。

最後に、本招へいの実施に当たっては、最高裁判所、司法研修所、東京地方裁判所民事執行センター、外務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLC及び日本ローエイシア友好協会など多数の関係機関・個人に協力いただいた。この場を借りて改めて、関係各位に対し御礼を申し上げたい。



サンクン広場における記念撮影

以上

ラオス司法大臣等招へい日程表

月日	曜日	午前	昼	午後		
8 /	日			18:40 ビエンチャン発(QV445) -19:40 バンコク着 22:45 バンコク発(TG682)		
8 /	月	6:55 羽田着				
9 /	火	10:00 法務史料展示室見学 赤れんが	11:00 昼食 法務省談話室	13:30 司法研修所見学及び 教官との意見交換会 司法研修所		
9 /	水	9:30 民事執行に関する 説明 赤れんが	11:15 法総研所長 表敬 所長室	12:00～13:00 法総研所長主催 意見交換会 日比谷パレス	13:30 日本弁護士連合会 訪問及び意見交換 日本弁護士連合会	17:00 法務大臣 表敬及び 意見交換会 法務大臣室
9 /	木	10:00 最高裁判所見学及び 意見交換 最高裁判所	昼食 KKR東京	14:30 東京地裁民事執行センター見学 及び意見交換 民事執行センター	17:00 JICA幹部 表敬 JICA本部	
9 /	金	10:00 JICA及び法務総合研究所との協議会 赤れんが	11:30 外務省政務官主催 懇談会	13:00 シンポジウム打合せ 13:30 (公財)国際民事法セン ター理事長表敬 東海大学校友会館	14:00～17:40 大臣講演 シンポジウム 東海大学校友会館	
9 /	土	10:35 羽田発(TG683) - 15:05 バンコク着			19:35 バンコク発(TG574) -20:45 ビエンチャン着	

ラオス司法大臣等招へい

1	ブンクート・サンソムサク	
	H.E. Mr.	Bounkeut SANGSOMSAK
	司法大臣	
2	ジヨムカム・ブパーリワン	
	Dr.	Chomkham BOUPHALIVANH
	司法省国立司法研修所長	
3	カムポーン・シーパスート	
	Mr.	Khamphone SIPASEUTH
	司法省判決執行管理局長	
4	ナロンリット・ノーラシン	
	Mr.	Nalonglith NORASING
	司法省計画・協力局長代理	
5	パイヴィー・シーブアリパー	
	Mr.	Phayvy SYBOUALYPHA
	司法省経済紛争解決センター長	
6	カムプー・ティラクン	
	Mr.	Khamphou THIRAKUL
	司法省官房技術専門官(法律専門官)	

【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako), 堤 正明 (TSUTSUMI Masaaki)

国際協力専門官 / Administrative Staff 白井 涼 (SHIRAI Ryo), 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke)